

## 一般社団法人 愛知県損害保険代理業協会 会費規定

一般社団法人 愛知県損害保険代理業協会は、定款 4 5 条の規定に基づき、定款 第 9 条における年会費の規定を下記の通り定める。

保険募集登録者数とは、店主・役員・使用人の保険会社への届出人数である。

1. 入会金 3,000 円

2. 年会費

(1) 正会員

保険募集登録者数 (店主、役員、使用人の届出人数)	支払方法	年 額
・ 1 名 ~ 4 名	・ 年 1 回払 (口座又は振込)	33,000 円
	・ 月 払 (口座)	36,000 円 (3,000 円×12 回)
・ 5 名 ~ 9 名	・ 年 1 回払 (口座又は振込)	55,000 円
	・ 月 払 (口座)	60,000 円 (5,000 円×12 回)
・ 10 名以上	・ 年 1 回払 (口座又は振込)	77,000 円
	・ 月 払 (口座)	84,000 円 (7,000 円×12 回)

(注) 中途入会者は、入会月の翌月から月割計算にて徴収する。

口座引落とし月は、年 1 回払は 6 月とする。